

2012 年 11 月 21 日

「リコール」の法的位置付け・法的整備の必要性

主婦連合会 佐野真理子

リコールについては、1995 年の PL（製造物責任）法、2004 年の消費者基本法、07 年の消費生活用製品安全法の改正などを踏まえ、その重要性が指摘されてきました。

現在、法的に規制された強制リコールは食品、医薬品・医薬部外品、農薬などをはじめ、家電、燃焼器具などの消費生活用製品、自動車、自動車後付け製品、さらに、09 年の消費者安全法など幅広い製品・施設・役務などの関連法により規定されています。

しかし、もっとも憂慮すべきなのは、法的判断のあいまいな分野、および、自主的リコールの分野です。この分野では、特に、PL（製造物責任）法制定以降、2000 年代の各種法律改正・立法化によってその重要性が指摘され、国や事業者団体による様々な自主基準（ガイドライン）の策定・提示・運用がなされてきましたが、依然として、リコール漏れ製品による 2 次被害の続発が目立ち、事故の再発防止には至らない例が多いのが実態です。

食品リコールの場合は、リコール実施の公表段階で、すでに消費されている商品が多いことも問題化しています。消費者庁が 5 月に実施した「コチニール色素」に関する注意喚起情報を 7 割の消費者が「知らない」と回答した NPO 法人のアンケート調査結果もあります。また、消費者庁が 11 月に発表した介護ベッドの注意喚起情報調査では、何回も大規模に情報を発信してきたのに、アンケート対象の介護従事者の約 56%がそのリコール情報を知らないという結果も出ています。

これらの例は、情報の受け手（消費者側）の問題以上に、現在のリコール体制そのものに根本的課題があることを示していると考えるのが妥当ではないでしょうか。

そこで、身の回りから危害・危険を及ぼす可能性のあるもの、不具合と判断され、リコールが決定されたものなどを速やかに消費生活から排除していくために、リコールをきちんと法的に位置付け、その促進を図る強力で実効性のある措置を早急に採用することが重要になっていると考えます。

その場合、推進法とするか、基本法（理念法）とするかは、議論のあるところと思われます。

私は、食品や、消費生活用品、自動車後付け製品、医薬品・医薬部外品など、製品によって様々な制度的違いがあることを踏まえ、また、施設や役務を含めることも考慮に入れる必要があることから、まずは、リコール基本法（理念法）を制定し、それに基づく各種関連法の改正へとつなげていくべきではないかと考えます。

どちらを選択するにしても共通している点は、リコール対応については、情報の収集・分析・発信および、実際のリコール漏れ製品の2次被害続発の状況を考えると、これまでのように業界自主基準に依拠したり、消費者側の努力に依拠したりするのではなく、事業者・行政の責務を明らかにして「リコール」そのものの法的位置付けを明確にすること、現在はそのような時期にあるのではないか、という点です。法的整備の必要性については鶴岡委員の意見と一致しています。

.....

考えられる「リコール基本法」(案) 概要

■名称

「消費生活に関わる危険もしくは不適切な商品・製品・施設・役務等の回収・点検・修理等の促進へ向けた法律」(仮称)

■目的

安全の権利、知らされる権利、選択の権利、救済される権利、健全な生活環境が確保される権利など、消費者基本法で規定された「消費者の権利」を尊重し、その確立を図り、危害・危険及び不適切な商品・製品・施設・役務から消費者を保護することを目的とする。

理念法として位置付け、この法律に基づき、各種関連法を整合化させる。

欠陥ではない、いわゆる「不具合」製品についての定義も明確にし、そのリコールをはじめ、施設・役務のリコールも対象に含め、消費者の救済も目的に置く。

■国の責務

目的規定を踏まえて、リコール促進の環境整備を図り、消費生活から危害・危険・不適切な製品・施設・役務を排除し、消費者の権利の尊重と自立支援へ向けた消費者行政を推進する。

■国の役割

リコール促進へ向け、基本法に基づき、各種法律のリコールに関する規定の創設・見直しと整合化・統一化を進め、情報の収集・分析・発信など情報の一元化への環境整備を図る。情報共有化にあたって地方公共団体と連携を図り、生命・身体に関連するリコール関連施策を推進する。

■地方公共団体の責務

基本法の目的規定を尊重し、地方公共団体のリコール促進体制を整備するとともに、国と協力・連携して、生命・身体に関連する消費者被害防止活動を推進する。

■地方公共団体の役割

都道府県・市区町村の関係部署間の体制を見直し、連携へ向けて整備する。国とのリコール情報に関する情報共有体制を整備し、地域住民との情報ネットワークを整備する。地域の消費者・市民団体、高齢者・介護施設及び関連団体、乳幼児・母子関連団体・機関、病院、学校、消費生活センター等と連携したネットワークシステムを構築し、リコールを推進する。

■事業者団体及び事業者の責務

リコールの第一義的責任は製造・販売事業者にあることを踏まえ、関係事業者はリコール対応体制を整備する。

全てのリコール対応について行政機関に通報するとともに、公表する。

■事業者団体及び事業者の役割

事業者団体にあっては、リコール関連法に基づく自主基準を策定・公表し、各事業者に提示し、業界全体としてリコール達成率の向上を図る。リコール対象によっては、業界横断的な取組も必要となることから、分野別業界の垣根を越えた連携体制も構築する。

事業者にあっては、一義的責任のある製造・販売事業者に加え、卸・流通事業者もリコール活動を協力して実施する。

■法律に盛り込むべき項目

- ・事業者（製造・販売事業者）にリコールの報告義務を課す。
- ・事業者にリコール対応について経過措置の報告義務を課す。
- ・事業者にリコール促進へ向けた適正な連携体制の構築を促す。
- ・行政機関にあっては、リコール関連情報を収集・分析・発信する一元的体制を整備することを明記する。
- ・中央・地域を結ぶ全国的な安全ネットワークシステムの構築を図る。
- ・その他、今回の調査会で提起された様々な意見・施策を盛り込む。

以上